

○財務省告示第五十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年二月十六日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年三月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三百三十
四回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条
第一項、第四十七条第一項及び
第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

務大臣が各国債市場特別参加者
のごとくに発行（以下「国債市場特別参加者
に よる 発行 第 II 非 価格 競争 入札
別 参加者 第 II 非 価格 競争 入札
発行」という。）
各申込みのうちの応募額を順次割り
も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り
当てる。特別参加者ごとの応募
各国債市場特別参加者ごとの申
募限度額の範囲内において各申
込み の 応募額を割り当てる。

六

イ

発

入 価
札 格
発 競
行 争
額

額面金額で一兆七千九百七十七
億円、財政法第四十一条の規
定に基づき、発行した利付債の規
定に基き、ついで、千、百、十、
十、七、六、四、三、二、一、
十、七、五、千、百、十、万、
付、一、十、億、千、百、十、
八、千、一、十、万、円、
同法第四十一条の五項の規定に

ロ

国債市場

特別参加場

者第Ⅰ

非格競

争入札

特別会計に関する法律第四十七

条第一項の規定に基づき発行し

た利付国債に付いて、額面金額

で四千十三億円

ハ

国債市場

特別参加場

者第Ⅱ

非格競

争入札

特別会計に関する法律第四十七

条第一項の規定に基づき発行し

た利付国債に付いて、額面金額

で二千八百十八億円

七

払

込金額

イ

入札競争

国債市場

特別参加場

者第Ⅰ

非格競

争入札

一兆八千四百六億千二百三十

三万円

四千五百十億七千二百二十二万円

ハ

国債市場

特別参加場

者第Ⅱ

非格競

争入札

二千万円

二百八十四億四千八百九十

二千万円

四百四十四億四千八百九十

二千万円

十四 初期利子

十三 二

十 十
イ 一
発

九 八
振 額 最

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 行 行
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

替 額 低 行
単 額 面 金
位

金 と 平 額 し 成 支 次 十 年 六 月 二 十 日 を 支 払 期

額 面 金 額 の 総 額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{58}{365}$
る 定 り 払 募 年
。 算 込 入 ○
す 出 金 決 ・
る 期 し 額 の 一
日 た に の パ
に 金 加 通 | セ
払 額 え 知 ン
い を 第 次 受 ト
込 二 の け
む 十 算 了
の 号 式 者
と に に は
す 規 よ、

銭 額 銭 額 平 成 三 十 年 二 月 十 六 日
面 金 額 百 円 に つ き 百 円 九 十 四
額 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 九 十 四
平 成 三 十 年 二 月 十 六 日

す る 額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 面 金
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿
五 万 円

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 入札参加 者 払場所 元利支 償還金額 償還期限 後第二期利子

平成三十年二月十六日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行 額百円につき百円

平成三十四年十二月二十日

る利息を支払う。以前六月間に属す

いて、その日及び六月間に属す

日を、支払期とし、各支払期にお

毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十

後第二期利子

す 次 号 及 び 第 十 六 号 以 下 規 定

が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、

そ の 翌 営 業 日 に 支 払 っ て 規 定

$$\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$